

（緊急制動表示灯）

- 第 217 条の 2** 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第 41 条の 4 第 2 項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第 212 条第 1 項及び第 213 条第 1 項に定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第 215 条第 1 項及び第 216 条第 1 項の規定に定める基準を準用する。
- 2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 41 条の 4 第 3 項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第 212 条第 3 項第 2 号から第 4 号及び第 6 号から第 8 号まで並びに第 213 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号から第 9 号までに定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第 215 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号並びに同条第 4 項第 2 号から第 10 号まで、第 15 号及び第 16 号並びに第 216 条第 3 項第 2 号の規定を準用する。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
 - 4 次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯
 - 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯